

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日が休日に當
たるとき)

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
耳鼻咽喉科	杉原三郎	米子市西町三六番地 鳥取大学医学部附属病院

◇告示
身体障害者福祉法による医師の指定

土地区画整理事業の施行者に変動が生じた旨の届出

都市計画の変更(三件)

開発行為に関する工事の完了

公有水面の埋立ての免許の出願

鳥取県告示第九百五十八号

土地区画整理事業法(昭和二十九年法律第二百十九号)第十一条第五項の規定に基づき、浜坂新田土地区画整理事業の施行者に変動が生じた旨の届出があつたので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十日

鳥取県知事 平林三

一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地

浜坂新田土地区画整理事業

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人 鳥取開発公社内

二 施行認可の年月日

昭和五十二年十月四日

三 届出に係る施行者の住所及び氏名

(一) 新たに施行者となつた者

鳥取市浜坂五四四番地三 上村富士雄

昭和五十三年十一月十日

鳥取県知事 平林鴻三

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月一日

(1) 施行者でなくなつた者
岩美郡国府町大字中郷字堀、大字庁字八反田並びに大字町屋字壹町田、字三

鳥取市浜坂五四四番地三 上村清志

及び字上赤子田、大字庁字八反田並びに大字町屋字壹町田、字三
田、字上河原及び字飯山
削除する部分

鳥取県告示第九百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

三・五・十一号 正蓮寺飯山線

三・五・九号 宮下三代寺線

三・六・四号 立川飯山線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分

岩美郡国府町大字中郷字南赤子田、大字庁字阿古田及び字浮橋並

びに大字町屋字萬水河原

変更する部分

岩美郡国府町大字中郷字堀、大字庁字八反田並びに大字町屋字壹町田、字三

田、字上河原及び字飯山
削除する部分

(2) 岩美郡国府町大字中郷字上赤子田及び字下赤子田
三・五・九号 宮下三代寺線

(3) 岩美郡国府町大字町屋字萬水河原及び字中瀬
三・六・四号 立川飯山線

追加する部分

岩美郡国府町大字町屋字萬水河原及び字中瀬
変更する部分

岩美郡国府町大字町屋字萬水河原及び字扇子田、字河田及び字扇並

削除する部分

岩美郡国府町大字町屋字萬水河原

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の

図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・四・十号 皆生温泉環状線

三・三・四号 日吉津四軒屋線

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

昭和五十三年十一月十日

鴻

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

二 都市計画の変更に係る土地の区域

三・四・十号 皆生温泉環状線

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

追加する部分

米子市皆生字中道西灘端及び字ウドロ

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

変更する部分

米子市皆生字温泉、字灘端東新田、字村新田、字悪水西新田、字

二 都市計画の変更に係る土地の区域

第六・六・一号 東山公園

昭和五十三年十一月十日

三

削除する部分

米子市皆生字沖雁座

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

削除する部分

米子市皆生字沖雁座

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

変更する部分

米子市皆生字小バイ、字ウドロ及び字西雁座

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

変更する部分

米子市皆生字小バイ、字ウドロ及び字西雁座

昭和五十三年十一月十日

図書を公衆の縦覧に供する。

三

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

三

縦覧場所

鳥取県告示第九百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

(法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十月九日 鳥取県指令受都計第百五十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字下遠沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一五〇 松本紀光

鳥取県告示第九百六十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、倉吉土木出張所及び赤崎町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

赤崎港港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

二 埋立区域

鳥取市東町一丁目二二〇番地

(一) 位置

鳥取県東伯郡赤崎町大字赤崎字東松ヶ谷三一番一地先の公有水面

二 区域

①から④の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点から⑤、⑥の地点を通り、①の地点に至る昭和五十三年秋分の満潮位(T・P+二九・〇センチメートル)における公有水面と防波堤(中央)との境界線により囲まれた区域

①の地点 赤崎港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三一秒七二東経

一三三度三九分三九秒〇〇。(以下「A地点」という。)から二二一度五五分〇六秒一八〇・三メートルの地点

②の地点 A地点から二二三度五八分一二秒一八九・五メートルの地点

③の地点 A地点から二二九度一三分二十五秒一四六・〇メートルの地点

④の地点 A地点から二二四度二九分四七秒二六六・〇メートルの地点

⑤の地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの地点

⑥の地点 A地点から二二〇度二九分三四秒二〇八・六メートルの地点

(二) 面積

一、一三四・六七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取県東伯郡赤崎町大字赤崎字東松ヶ谷三一一番一地先の陸域及び公
有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑤の地点とを直
線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 A 地点から二二三度〇一分一〇秒一七六・〇メートルの
地点

②の地点 A 地点から二二一度三五分二一秒一八八・〇メートルの
地点

③の地点 A 地点から二二七度五一分四六秒二五四・〇メートルの
地点

④の地点 A 地点から二二五度〇四分一八秒二一七五・〇メートルの
地点

⑤の地点 A 地点から二二六度一四分三五秒二七三・〇メートルの
地点

⑥の地点 A 地点から二二一度〇〇分五七秒二〇七・〇メートルの
地点

(三) 面積

二、六一三・七五平方メートル

(四) 埋立地の用途

公共ふ頭用地

五

出願年月日

昭和五十三年十一月二日